

みなさまの経営のお役に立つ情報を発信します！



## 事務所からのお知らせ

### 年末の準備をもうそろそろ始めましょう

年末調整 説明会が11月に税務署主催で開かれますので、自社で作成される場合はご参加をおすすめします。従業員さんにも早めに必要用紙を配りましょう。お歳暮・年賀状の手配の準備



## 😊 今月のトピックス ~ 貴社と銀行との関係は? ~

融資を受けている金融機関と会社との関係は様々ですが、借りている以上、お客様の立場であることは間違いないです。しかし、中小企業の経営者の中には「貸してもらっている」意識をお持ちの方も多いのではないのでしょうか？

皆様は取引行を上手く活用していますか？取引先の紹介、与信依頼、異業種の成功事例、不動産の紹介など。もちろん全て対応してくれる訳ではありませんが、こちらから投げかけないかぎり、銀行の担当者は動いてくれません。「銀行の常識は一般では非常識」、これはよく聞く言葉です。

先日、ある顧問先の社長と打ち合せを行った際に、目の前で融資担当者に電話をしてもらいました。「取引先の社長から聞いた話やけど、何か保証協会付の融資を1本化することで毎月の返済額が・・・教えてくれる?」、融資先の担当者は「他の銀行が営業に来たのですか?」と気にしていました。

融資にからむ情報を取る際には、「知っている」というより、例えば知っていても「教えて!」と投げかける方がより良い情報が取れる可能性があります。うまく貴社のビジネスに金融機関を活用してください。金融機関もそう思っているはずですから。(北川)

## 😊 税金の基本 ~ 役員退職金で節税(その2) ~

前回役員退職金支給のポイントを説明致しました。そこで今回は、どんな時に退職金を支給できるか、という点について代表的なものをご説明致します。

### 【退職金が支給できる場合】

- (1)退職した場合 一般的な退職金が支給される場合です。
- (2)役職等が変更した場合 あまり知られていないのがこのケースで、会社に残っていても支給することができます。

例) 常勤役員が非常勤役員になった場合  
取締役が監査役になった場合

代表取締役を辞任し会長に就任した場合 等

ただし、形式だけ変更しても実質的に変わっていないければ退職金として認められず、税法上において役員賞与(全額否認)となってしまう可能性があります。

以下の点にご注意ください。

業務の一線から退いた事実があること

報酬が変更前よりおおむね50%以上減少していること

上記は一例であり会社の状況により異なります。また、役員退職金は金額が大きく節税効果も高くなりますので、安易に行うものではなく事前準備が必要です。

詳しくは弊社担当までご相談下さい。

(山崎)

